

コミュニティづくり運動助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が共同して実施するコミュニティづくり運動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともにコミュニティづくり運動の普及事業を行う。

(助成対象事業)

第2条 この要領に基づく助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表に定めるものとする。

(助成対象事業者)

第3条 助成対象事業者（以下「事業者」という。）は、別表に定めるものとする。

(助成の提供)

第4条 杉戸町コミュニティづくり推進協議会会長（以下「会長」という。）は、事業者が事業を行った場合、毎年度予算の範囲内において必要な助成を行う。

(助成金)

第5条 助成金は、事業者に対し年1回とし、助成対象事業の助成金の額は、別表に定めるものとする。また、助成額に1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てる。

(申請手続き)

第6条 助成事業による計画準備等や予算の効率的な運用を図るため、助成金の交付を受けようとする事業者は、事業開始前にコミュニティづくり運動助成事業申請書（様式1号）を会長あてに提出しなければならない。ただし、申請書は、事業実施予定日の前月の1日から事業予定日の14日前までに提出する。

(助成の決定)

第7条 会長は、提出された申請書の内容を審査したのち、コミュニティづくり運動助成事業助成決定通知書（様式第2号）により事業者に助成決定について通知しなければならない。

2 助成決定を受けたものは、事業実施予定日またはその予備日までに事業を行わなければならない。

(助成金の請求手続き)

第8条 事業者は、事業終了後15日以内にコミュニティづくり運動助成事業実績報告書兼助成金請求書（様式第3号）に当該事業に関する添付書類を添えて、会長に助成金の請求をしなければならない。

(助成金の交付決定)

第9条 会長は、提出された実績報告書の内容を審査したのち、助成の対象及び助成額を決定し、コミュニティづくり運動助成対象及び助成金交付決定通知書（様式第4号）により請求者にその決定について通知しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けたものは、助成の対象となった事業が、「コミュニティづくり運動」の普及事業によるものであることを考慮し、事業者が回覧またはコミュニティ紙等を発行している場合は、それを通じて当該事業の普及広報に努めなければならない。

附 則

この要領は、令和5年5月24日から施行する。

別表（第2条・第3条・第5条関係）

助成 対象 事業	コミュニティ活動事業	環境美化活動事業
	祭り・盆踊り・スポーツ大会等 地区住民が連帯意識を高めるうえで必要と認められる親睦事業	清掃や草刈り等により生活環境の整備保全を図るために自ら行う事業
	地域の祭り	清掃（ゴミ拾い、側溝清掃等）
	盆踊り	草刈り
	地域のレクリエーション	
	講演会・研修会・講習会	
	視察・親睦旅行（交通費のみ）	
助成 対象 事業者	・杉戸町コミュニティづくり推進協議会会員 ・杉戸町内自治会・町内会、婦人会、子ども会	・杉戸町内の5戸（人）以上で構成する地域住民グループ
助成 対象 経費	謝礼金 消耗品費、景品等購入費 食材費、材料費 印刷製本費、通信運搬費 手数料・保険料 使用料・借上料 交通費（視察・親睦旅行のみ） その他（会長が認める経費）	消耗品費 ・作業時の飲料代 ・作業時に使用する用具 その他（会長が認める経費）
助成金	年1回 20,000円を限度とする額 (1,000円未満切り捨て)	年1回 3,000円を限度とする額 (1,000円未満切り捨て)
対象外 経費	・金券、商品券等 ・アルコール、ノンアルコール飲料 ・たばこ ・団体構成員による会合、打ち上げ、反省会、懇親会等における飲食費、宴会費 ・団体の運営管理費 ・慶弔費（生花代、香典、祝金）	・金券、商品券等 ・アルコール、ノンアルコール飲料 ・たばこ ・委託料 業者に作業を委託したもの

(様式第 1 号)

コミュニティづくり運動助成事業申請書

年 月 日

杉戸町コミュニティづくり推進協議会会長 あて

団 体 名

代表者名

年度コミュニティづくり運動助成事業について、下記のとおり計画しましたので申請します。

記

1 助成対象事業者 構成員 人 (戸)

代表者氏名	
代表者住所 (連 絡 先)	杉戸町 ()
連絡責任者氏名	
連絡責任者住所 (連 絡 先)	杉戸町 ()

2 対象事業の実施内容

対象事業		コミュニティ活動事業	・	環境美化活動事業
活動名				
活動 の 概 要	活動内容 実施時期等	(参加予定人数 人)		
	実施場所			
総事業費		円		
うち対象経費 (A)		円		
助成金算定式 (B)		円 ※(A)から 1,000 円未満を切り捨てた額		
助成金限度額 (C)		コミュニティ活動 20,000 円 ・ 環境美化活動 3,000 円		
助成金申請予定額		円 ※ (B) か (C) のいずれか少ない額		

※コミュニティ活動事業は①コミュニティ活動事業収支計画書②事業者構成員名簿を添付

① コミュニティ活動事業収支計画書

収入

(単位：円)

項目	積算内容	予算額
コミュニティづくり運動助成金		
収入合計		

支出

(単位：円)

項目	積算内容	予算額
対象経費		
	対象経費合計（A）	
対象外経費		
	対象外経費合計（B）	
支出合計（A）＋（B）		

※必要に応じ、行を追加してください。

② 事業者構成員名簿

No.	氏 名	住 所
		杉戸町

※ この様式に限りませんので、既存の名簿がある場合にはそれを添付してください。

(様式第2号)

年度コミュニティづくり運動助成事業助成決定通知書

杉コミ協 号
年 月 日

団体名
代表者

杉戸町コミュニティづくり推進協議会会長

年 月 日付けで提出された 年度コミュニティづくり運動助成事業申請書
について審査したところ、下記のとおり助成について決定しましたので通知します。

については、コミュニティづくり運動助成事業実施要領に御留意の上、事業を推進してく
ださい。なお、事業終了後 15 日以内に実績報告書兼助成金請求書（様式第 3 号）に当
該事業に関する添付書類を添えて、会長あて助成金の交付申請をしてください。

また、この助成事業がコミュニティ運動の普及事業の一環として行われる趣旨に考慮し、
コミュニティ紙等を発行している場合は、それを通じて当該事業の普及広報に努めてくだ
さい。

記

助成対象事業	助成対象活動名	助成金請求予定額	助成予定額
		円	円

(様式第 3 号)

年度コミュニティづくり運動助成事業実績報告書兼助成金請求書

年 月 日

杉戸町コミュニティづくり推進協議会会長 様

団体名
代表者

年 月 日付杉コミ協第 号にて助成の決定を受けた事業について、下記のとおり、実績報告するとともに助成金の請求をします。

記

1 助成対象事業者

代表者氏名	
代表者住所 (連絡先)	杉戸町 ()

2 事業の実施状況

事業	コミュニティ活動事業 ・ 環境美化活動事業
活動名	
活動実施内容	(参加人数 名)
事業完了年月日	年 月 日

3 事業金額及び助成金申請額

総事業費	円
うち対象経費 (A)	円
助成金算定式 (B)	円 ※ (A) から 1,000 円未満を切り捨てた額
助成金限度額 (C)	コミュニティ活動 20,000 円 ・ 環境美化活動 3,000 円
助成金申請額	円 ※ (B) か (C) のいずれか少ない額

4 添付資料

ア 助成対象活動部分が明らかな領収書の写し。

イ 事業実施に係る記録写真 (作業風景、購入した物品、完成写真など)

※コミュニティ活動事業は、コミュニティ活動事業収支決算書を添付すること。

コミュニティ活動事業収支決算書

収入

(単位：円)

項目	積算内容	予算額
コミュニティづくり運動助成金		
収 入 合 計		

支出

(単位：円)

項目	積算内容	予算額
対象経費		
	対象経費合計（A）	
対象外経費		
	対象外経費合計（B）	
支 出 合 計（A）＋（B）		

※必要に応じ、行を追加してください。

(様式第 4 号)

年度コミュニティづくり運動助成対象及び助成金交付決定通知書

杉コミ協第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名

様

杉戸町コミュニティづくり推進協議会会長

年 月 日付けにて、実績報告書兼助成金請求書が提出された件について
審査したところ、下記のとおり助成対象及び助成金を決定しましたので通知します。

なお、助成の対象となった活動が、「コミュニティづくり運動」の普及事業によるもの
であることを考慮し、助成対象事業者が発行するコミュニティ誌等がある場合は、この活
動の記事を掲載し、当該活動の普及啓発に努めてください。

記

助成対象事業	助成対象活動	助成金申請額	助成金額
		円	円